

令和2年11月27日、日置市農業委員会会長馬場恵三郎は、令和2年度11月総会を日置市役所日吉支所2階大会議室に召集した。

〈 会議に付した議案 〉

議案第48号 農地転用事業計画変更申請書審議について	(1件)
議案第49号 農地法第3条許可申請書審議について	(17件)
議案第50号 農地法第4条許可申請書審議について	(5件)
議案第51号 農地法第5条許可申請書審議について	(8件)
議案第52号 農用地利用集積計画審議について	(41件)
議案第53号 非農地証明願出書審議について	(5件)

〈 出席委員 〉 (19人)

1番 馬場 恵三郎 (会長・議長)	2番 奥 和俊	3番 池畑 正治
4番 日高 格一	5番 迫 千穂子	6番 重水 賢治
7番 馬場 五男	8番 山口 義廣	9番 野元 政博
10番 楠 眞憲	11番 東 芳男	12番 横山 義春
13番 地頭所 忠一	14番 池田 初男	15番 今屋 政市
16番 黒葛 クルミ	17番 今村 壽久	18番 末永 義弘
19番 春成 勝美		

〈 欠席委員 〉 (0人)

〈 出席推進委員 〉 (15人)

20番 佐藤 洋三	21番 東峯 満	22番 松崎 秀樹	23番 下池 健悟
24番 本村 敏英	25番 松崎 弘安	26番 瀧聞 隆男	27番 中玉利 一朗
28番 鳩野 哲盛	29番 檜物 茂広	30番 西園 賢一郎	31番 鶴田 浩志
32番 田中 宏和	33番 藤崎 善行	34番 永野 彰一	

〈 欠席推進委員 〉 (0人)

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	上之原 誠	次長兼農業振興係長	石塚 健一
農地調整係長	小園 和仁	農業振興係	内 智富美
農地調整係	梶村 海斗		

( 開会 9時00分 )

会長 ただいまから、令和2年度11月定例総会を開会します。  
本日の出席委員は19名中19名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。  
また、推進委員が15名出席しております。  
それでは、お手元の総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。  
まず、日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、12番「横山 義晴」委員と、13番「地頭所 忠一」委員を指名させていただきます。

会長 次に、日程第2、議案第48号農業振興地域整備計画変更審議を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の1頁をご覧ください。1件です。  
本議案は、市長から諮問を受けましたので本総会に提案するものです。  
番号1の種別は除外です。  
説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。  
9番 議案第48号の番号1について報告いたします。  
令和2年11月19日、私と日吉地域の委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。  
農用地区域外の土地利用状況から見て、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められるか否かについては、認められます。  
農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。  
農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に支障を及ぼす恐れはありません。  
農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはありません。  
総論としまして、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件の全てを満たすので、変更相当であると判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみましました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第48号の案件について、諮問のとおり変更することが相当であることに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第48号の案件について、諮問のとおり変更することが相当であると決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 次に、日程第3、議案第49号農地法第3条許可申請書審議を議題といたします。  
それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。

東 芳男委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

11番 [退席]

事務局の説明を求めます。

事務局 3頁をご覧ください。番号4と番号5の案件です。  
番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は138,789㎡、作物は甘藷です。  
番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は137,320㎡、作物は甘藷です。  
以上、計2件、権利取得後の経営面積は下限面積以上であり、農地法第3条第2項各号に該当しな

いので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査委員の報告をお願いします。

3番 議案第49号の番号4について報告いたします。

令和2年11月20日、私と副の春成委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

3番 議案第49号の番号5について報告いたします。

令和2年11月20日、私と副の春成委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございます。東委員が関係する番号4及び番号5の案件について許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑がございませんので、議案第49号の東委員が関係する番号4及び番号5の案件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第49号の東委員が関係する番号4及び番号5の案件について許可することに決定しました。

東委員に着席の連絡をしてください。

11番 [着席]

会長 次に、議案第49号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議事参与制限以外の案件を説明いたします。資料の3頁から25頁をご覧ください。15件です。

番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は3,701㎡、作物は茶です。

番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は27,533㎡、作物は果樹です。

番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,553㎡、作物は野菜です。

番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は9,481㎡、作物は水稲です。

番号7の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,442㎡、作物は水稲です。

番号8の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は45,361㎡、作物は水稲及び野菜です。

番号9の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は4,802㎡、作物は野菜です。

番号10の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は3,872㎡、作物は水稲及び野菜です。

番号11の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,987㎡、作物は水稻です。  
番号12の権利種別は使用貸借権、権利取得後の経営面積は1,787㎡、作物は野菜です。  
番号13の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は5,283㎡、作物は水稻です。  
番号14の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は483㎡、作物は野菜です。  
番号15の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は289㎡、作物は野菜です。  
番号16の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は3,209㎡、作物は野菜です。  
番号17の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,088㎡、作物は野菜です。  
以上、計15件、権利取得後の経営面積は下限面積以上であり、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長  
8番

現地調査委員の報告をお願いします。

議案第49号の番号1について報告いたします。

令和2年11月21日、私と正の馬場会長は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番

議案第49号の番号2について報告いたします。

令和2年11月21日、私と正の馬場会長は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は重機等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

2番

議案第49号の番号3について報告いたします。

令和2年11月19日、私と副の東峯委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番

議案第49号の番号6について報告いたします。

令和2年11月20日、私と副の下池委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番 議案第49号の番号7について報告いたします。

令和2年11月20日、私と副の下池委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番 議案第49号の番号8について報告いたします。

令和2年11月26日、私と副の檜物委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番 議案第49号の番号9について報告いたします。

令和2年11月26日、私と副の檜物委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番 議案第49号の番号10について報告いたします。

令和2年11月26日、私と副の檜物委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地と、一部草刈り等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

9番 議案第49号の番号11について報告いたします。

令和2年11月22日、私と副の鳩野委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

9番 議案第49号の番号12について報告いたします。

令和2年11月22日、私と副の鳩野委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

9番 議案第49号の番号13について報告いたします。

令和2年11月22日、私と副の鳩野委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番 議案第49号の番号14について報告いたします。

令和2年11月22日、私と副の東委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

11番 議案第49号の番号15について報告いたします。

令和2年11月20日、私と副の地頭所委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番 議案第49号の番号16について報告いたします。

令和2年11月20日、私と副の松崎(秀)委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

た。

農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番 議案第49号の番号17について報告いたします。

令和2年11月24日、私と副の迫委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議事参与制限以外の案件について許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑がございませんので、議案第49号の議事参与制限以外の案件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第49号の議事参与制限以外の案件について許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第50号農地法第4条許可申請書審議を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の26頁をご覧ください。5件です。

番号1の転用目的は、宅地造成です。

番号2の転用目的は、駐車場です。

番号3の転用目的は、通路です。

番号4の転用目的は、資材置場・車庫です。

番号5の転用目的は、駐車場及び通路です。

なお、番号2については、隣接する宅地についてはそれぞれ貸家がありますが、その貸家を解体し、新たに一体利用して、アパート及びその駐車場を整備するもので、全体面積で758.11㎡となり、今回申請地の農地については、駐車場部分となりますが、一部コンクリート舗装されていたため始末書がついております。

また、番号3、番号4、番号5については、転用済みのため始末書がついております。

以上、計5件、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 現地調査委員の報告をお願いします。

2番 議案第50号の番号1について報告いたします。

令和2年11月19日、私と副の東峯委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域

内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番 議案第50号の番号2について報告いたします。

令和2年11月21日、私と副の本村委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は重機等で耕作できる農地と一部非農地相当です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

9番 議案第50号の番号3について報告いたします。

令和2年11月24日、私と副の鳩野委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.4haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番 議案第50号の番号4について報告いたします。

令和2年11月19日、私と副の松崎(弘)委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第50号の番号5について報告いたします。

令和2年11月19日、私と副の中玉利委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。



した。

当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第50号のすべて案件について、許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第50号のすべて案件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第50号のすべての案件について許可することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第51号農地法第5条許可申請書審議を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の32頁をご覧ください。8件です。

番号1の転用目的は、山林、権利種別は所有権移転です。

番号2の転用目的は、宅地分譲、権利種別は所有権移転です。

番号3の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号4の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号5の転用目的は、建売住宅、権利種別は所有権移転です。

番号6の転用目的は、太陽光発電設備、権利種別は所有権移転です。

番号7の転用目的は、資材・車両置場、権利種別は所有権移転です。

番号8の転用目的は、建売住宅、権利種別は所有権移転です。

申請人は、宅地建物取引業を営む法人で、申請地に建売住宅3棟を建設し販売するものであります。

なお、隣接地325-1(宅地(現況畑)351.77㎡のうち342.33㎡)を一体利用し、全体面積としては802.33㎡となります。

なお、番号1については、一部転用済のため始末書がついております。

また、番号8については、隣接地325-1は地目宅地であります。現況畑で、面積351.77㎡のうち342.33㎡を一体利用し、全体面積としては802.33㎡となります。

以上、計8件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

7番 議案第51号の番号1について報告いたします。

令和2年11月25日、私と副の黒葛委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地と一部非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.5haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番 議案第51号の番号2について報告いたします。

令和2年11月23日、私と副の本村委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地と一部耕作中の農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番 議案第51号の番号3について報告いたします。

令和2年11月22日、私と副の東委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、日置市役所吹上支所から約370mに位置する農地であるので、第2種農地の500m以内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番 議案第51号の番号4について報告いたします。

令和2年11月24日、私と副の迫委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、10ha以上の集団内の農地であるが、申請地の周囲50m以内に3戸以上あり、集落に接続して一般住宅を建築するので、第1種農地の集落接続施設と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第51号の番号5について報告いたします。

令和2年11月20日、私と副の瀧間委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約4.0haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第51号の番号6について報告いたします。

令和2年11月20日、私と副の瀧間委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地と一部非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約6.3haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第51号の番号7について報告いたします。

令和2年11月20日、私と副の中玉利委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、土地改良事業が施工された農地であるが、申請地の周囲50m以内に3戸以上あり、集落に接続して資材・車両置場を建設するので、第1種農地の集落接続施設と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第51号の番号8について報告いたします。

令和2年11月20日、私と副の中玉利委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.9haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第51号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。

2番 番号2について、申請地が10筆ほどあり、そのほとんどの申請地の面積が幾らかずつ少なくなっているが、畦畔か何かでしょうか。

事務局 37頁をご覧ください。申請地の南側については、市道になる予定のため分筆しなければならなかったそうです。東側及び北側については、その筆がもともとの形が異形なため、区画ごとに区切った際

にこのような形状になるため、分筆しなければならなかったそうです。

2番 わかりました。それと転用目的が、宅地分譲となっているが、宅地造成ではないのか。  
事務局 過去に似たような案件で、宅地分譲として申請を受けてある案件もありました。

2番 了解しました。

会長 他にございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第51号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第51号のすべての案件について許可することに決定しました。

ここで、しばらく休憩をいたします。次の開始を10時10分といたします。

議場 [10分間休憩]

事務局 それでは、会議を始めたいと思います。

会長 休憩前に引き続き会議を始めます。それでは、日程第6、議案第52号農用地利用集積計画審議を議題といたします。はじめに、議事参与制限の案件を先に審議します。

会長 横山 義晴委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

12番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 44頁の番号10から47頁の番号20までの案件です。貸借です。

これにつきましては、横山委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限しております。面積について、田は443㎡、畑は43,071㎡、計43,504㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は11件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第52号の横山委員が関係する番号10から番号20までの案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第52号の横山委員が関係する番号10から番号20までの案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

横山委員に着席の連絡をしてください。

会長 次に、馬場五男委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

7番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 48頁の番号24です。貸借です。

面積について、田は965㎡、畑はなし、計965㎡、うち再設定面積は965㎡、利用権設定件数は1件、うち再設定件数は1件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第52号の馬場委員が関係する番号24の案件について、計画案どお

り決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第52号の馬場委員が関係する番号24の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。  
馬場委員に着席の連絡をしてください。

7番 [着席]

会長 次に、春成勝美委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

19番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 農地中間管理機構分です。51頁の番号1から番号3、52頁の番号7です。貸借です。  
面積について、田はなし、畑は7,925㎡、計7,925㎡、うち再設定面積は1,057㎡、  
利用権設定件数は4件、うち再設定件数は1件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第52号の農地中間管理機構分の春成委員が関係する番号1から番号3及び番号7の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第52号の農地中間管理機構分の春成委員が関係する番号1から番号3及び番号7の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。  
春成委員に着席の連絡をしてください。

19番 [着席]

会長 次に、地頭所忠一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

13番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 農地中間管理機構分です。52頁の番号8です。貸借です。  
面積について、田はなし、畑は640㎡、計640㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は1件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第52号の農地中間管理機構分の地頭所委員が関係する番号8の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第52号の農地中間管理機構分の地頭所委員が関係する番号8の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。  
地頭所委員に着席の連絡をしてください。

13番 [着席]

会長 次に、議案第52号農地利用集積計画の議事参与制限以外の案件を審議します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 まず、利用権設定分です。資料の43頁から50頁です。貸借です。

面積について、田は10,363㎡、畑は16,481㎡、計26,844㎡、うち再設定面積は5,729㎡、利用権設定件数は21件、うち再設定件数は4件です。

続いて、農地中間管理機構分です。資料の51頁から52頁です。貸借です。

面積について、田はなし、畑は2,065㎡、計2,065㎡、うち再設定面積は2,065㎡、利用権設定件数は3件、うち再設定件数は3件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第52号農地利用集積計画の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第52号農地利用集積計画の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

次に、日程第7、議案第53号非農地証明願出書審議を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の53頁をご覧ください。5件です。

非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。

番号1から番号5については、いずれも20年以上経過した宅地です。

以上、計5件、日置市非農地証明書交付要綱第3条に該当するので、非農地として証明することが相当と考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

7番 議案第53号の番号1について報告いたします。

令和2年11月25日、私と副の黒葛委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番 議案第53号の番号2について報告いたします。

令和2年11月25日、私と副の黒葛委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番 議案第53号の番号3について報告いたします。

令和2年11月20日、私と副の松崎（秀樹）委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番 議案第53号の番号4について報告いたします。

令和2年11月25日、私と副の鶴田委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第53号の番号5について報告いたします。

令和2年11月19日、私と副の中玉利委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。すべての案件について、非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第53号のすべての案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第53号のすべての案件について、非農地として証明することに決定しました。

以上で、本日のすべての審議は終了いたしました。閉会のあいさつを会長代理お願いします。

2番 令和2年度11月総会を閉会します。

( 閉会 10時25分 )

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会長 ..... (印) .....

12番 ..... (印) .....

13番 ..... (印) .....